

JGAP総合規則の主要改定点一覧 JGAP 2016 → JGAP 2017

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
1	変更	3.用語の定義と説明 6.JGAP審査・認証の範囲	(27)並行生産	用語を整理し、並行生産の中に栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程があるとし、そのうち農産物取扱い工程について「並行取扱い」とした。	並行生産とは栽培工程のことを指すのか生産工程全体を指すのか不明確だったため。
2	変更	3.用語の定義と説明	(29)内部監査	JGAPの基準書の改定に伴い、それに対応した団体・農場管理マニュアルを改定した場合、前回の内部監査から1年経過していなくても内部監査を求めた。また、この場合、審査・認証機関による審査の前に新たな団体・農場管理マニュアルに基づく内部監査の完了を明示した。	基準書の改定に伴うマニュアルの改定とその内容の定着をより確実にするため。
3	追加	3.用語の定義と説明 8.4 審査結果のレビュー及び判定	(32)判定 8.4 審査結果のレビュー及び判定	判定の定義をISO/IEC17065から引用し明確化した。「認証判定」を「審査結果のレビュー及び判定」と修正した。審査結果のレビュー及び判定を行う者のコンサルティングや商品の販売の制限を明示した。	「判定」の意味を明確化するため。
4	追加	5.JGAPに関する文書の開発と文書管理	5.3 JGAP基準文書の発効及び改定された場合の旧版の取扱い	旧版による初回審査・更新審査の受審期限を申込期限から90日と明示した。	受審期限が明確になっていなかったため。
5	追加	6.JGAP審査・認証の範囲	6.2 JGAP審査・認証の対象となる工程 (2)農産物取扱い工程について	出荷先には委託販売の委託先も含むことを明示した。	技術レターの内容を追加した。
6	変更	7.JGAP審査・認証の基本	7.3 審査のタイミングと条件 (2)維持審査	農場・団体にとって特に重要な生産工程について、「農産物取扱い工程をはじめ」を「食品安全リスクが高い工程をはじめ」とし、その現場確認を求めた。	審査の信頼性を向上させるため。
7	追加	7.JGAP審査・認証の基本	7.4 認証日、有効期限及び認証書の記載事項	JGAPと他のスキームとの差分に関する文書あるいはJGAPと同等性を認められた基準文書を用いた審査の場合、そのことが分かるよう審査基準の明記を求めた。	認証の信頼性を向上させるため。
8	追加	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.1 審査申込・契約・日程調整	審査申込の項目に労働者に関する情報や審査員の農場入場時の条件などの記載を求め、契約書を交わすことを明示した。	ISO/IEC17065の要求事項の明示及びその対応強化のため。
9	追加	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.7.5 その他認証書の記載事項に変更がある場合	認証書の記載事項を変更する場合の手続きを記載した。	8.7.1～8.7.4以外の理由で認証書の記載事項を変更するルールが明確でなかったため。

説明No.	事由	章番号	改定点	改定概要	変更意図、説明等
10	追加	8.JGAP審査・認証の流れと認証後の管理	8.8 審査・認証機関の変更 (1)農場・団体が変更を希望する場合	審査・認証機関を変更する前に変更前の審査・認証機関に対して認証を継続しない旨を伝えなければならない注意事項を追加した。	審査・認証機関の手続き上の混乱を防ぐため。
11	追加	9.農場・団体の権利と義務及び認証取消し	9.2 認証農場・団体の義務 (7)	認証書の写しを他者に提供する際の注意事項を追記した。	認証の信頼性を確保するため。
12	強化	9.農場・団体の権利と義務及び認証取消し	9.3 認証の一時停止・取消し	認証を取り消された農場・団体の再審査の禁止期間を設定した。 臨時審査・無通知審査を拒否し続けた場合の認証の一時停止・取消しを明示した。	認証の信頼性を確保するため。
13	変更	10. JGAPの認証に関する表示	10.2.2JGAP農産物使用マーク	農産物使用マークについて、従来はすべての原材料がJGAP認証農産物であることを求めていたが、原材料の農産物の内いずれかが100%認証農産物であれば良いとした。従来は農産物使用マークを使用する商品を加工・製造する工場等にISO22000などの第三者認証取得を求めていたが、第三者認証取得の確認は廃止し、農産物使用マーク使用者と日本GAP協会が契約を交わすことを求めた。	農産物使用マークの利用拡大を図るため。
14	追加	13.認定機関及び審査・認証機関	13.2 審査・認証機関の認定要件	新規の審査・認証機関に対する日本GAP協会による初期レビューを明示した。 審査・認証機関と日本GAP協会との契約の必要項目を明示した。 審査・認証機関に求められる要件を追加した。 審査結果のレビューをする者について要件を明示した。	審査・認証機関の信頼性を向上させるため。
15		15.JGAPと他のスキームとの差分に関する文書を利用したJGAP認証		JGAP2016における「他のGAPとの差分」を「他のスキームとの差分」とし、適用範囲を拡大した。	適用範囲を拡大するため。
16		17.JGAPとASIAGAPの同時認証		ASIAGAPの審査を受ければ事務手続きでJGAPの認証も取得できることを明示した。ASIAGAPの適用範囲と異なる範囲をJGAPで取得したい場合は、異なる部分について別途JGAPの審査が必要であることを明示した。	ASIAGAPとJGAPが別スキームとなったことにより、同時認証取得についてのルールを明確にする必要があったため。
17		18.苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの見直し	17.4インテグリティプログラム	JGAP2016における「利害関係者の意見集約・調査及びスキームの見直し」を「インテグリティプログラム」に変更し、利害関係者ごとに何を実施するのかについて、より詳細な記述とした。	スキームの信頼性を向上させるため。